

ハッピーボランティア 会則

【名称】

第1条 この会は、ハッピーボランティアと称する。

【所在地】

第2条 代表の住所と同じとする。

【設立】

第3条 2023年12月16日に設立。

【活動の目的】

第4条 以下のことを目的とする。

- (1) 魅力ある観光を推進
- (2) 国際交流の促進
- (3) 子どもの豊かな心を育む教育の充実
- (4) 地域の交流・親睦を深める場の提供

【活動内容】

第5条 前条の目的を達成するために、以下の活動を実施する。

- ① 勉強会、研修会
- ② 催し
- ③ 発表会、報告会
- ④ 交流会、親睦会

【会員】

第6条 当会の目的に賛同し、金沢市に貢献・寄与する意思のある者

【入会】

第7条 入会は自由。退会の申し出がない限り、自動継続。

【退会】

第8条 退会は自由。連絡が1年以上取れない場合、及び死亡した場合は、退会したものとする。

【役員】

第9条 活動内容ごとに配置し、任期を1年とする。ただし、再任・兼任を妨げない。

- 1、代表：1名
- 2、連絡担当：1名

3、会計：1名

4、書記：1名

【総会】

第10条 本会の総会は、会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。ただし、必要の際は、臨時に総会を開催することができる。総会は以下のことを審議・決定する。

- (1) 会則・活動等の改廃
- (2) 活動計画・収支予算及び決算
- (3) 本会の解散

【会計】

第11条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。年一回、会員に会計報告をする。

【会計報告】

第12条 年一回、会員に会計報告をする。

【会費】

自由な意思による少額の献金を、運営に充てる

【その他】

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【付記】

この会則は、2024年1月1日から実施する。

(以上)